

中山間地域等総合対策に対する意見

平成21年6月16日
全国農業会議所

以下は、この提案をまとめるに当たり、都道府県農業会議が市町村農業委員会を通じて、本対策の取り組み事例と課題について収集を行ったものを整理したものである。

・各地の検証事例

1．静岡県掛川市東山地区

（直接支払交付金を活用して農産物加工販売施設を設置）

農産物加工販売施設「東山いっぷく処」は、3月下旬から5月末まで営業し、お茶をはじめ、新たに開発した茶文字まんじゅう、筍、ワラビ等の地場農産物、それらを加工した弁当や菓子等、豊富な品目を提供。生産者は、東山茶ブランドの情報発信等のPRを図ることができ、消費者の生の声を聞くことによる消費者ニーズの把握などができ、販売知識と生産意欲の向上が図られている。

当施設は、茶農家のみにこだわらず、東山地域全体120戸の当番制で運営されており、住民による協働の広がりとともに、地域活性化の拠点としても期待されている。

2．愛知県豊田市押井町

（耕作放棄地発生防止を目的とした協定。集落全体で農地を保持。猪を集落から、自然の山へ）

耕作放棄地の発生や獣害の抑制、水路・農道の共同管理、農業機械の共同利用の推進を目的に協定を締結し、集落全体で農地を保持している。

共同活動による、水路・農道の清掃・草刈・補修や山際林地の陰刈りなどを中心に活動してきたが、年々猪等による被害が甚大になってきたため、平成19年度より集落全体で獣害対策に取り組み、勉強会を発端に被害調査・獣害対策実施計画の策定及び荒地等の共同草刈を実施し、平成20年度からは防除柵の共同設置・捕獲檻の購入・わな猟免許の取得などを実施している。

3．長野県長野市坂中地区

（平成12年度に協定締結以来、豚の放牧等のさまざまな活動を実施）

長野市坂中（さかなか）地区では、平成12年度に中山間地域等直接支払制度を導入し、畑を中心に10haを農業者30人で協定締結した。平成13年度は、景観作物（ヒマワリ）の植え付け、地元小学生の農業体験の受け入れ、大豆の共同栽培と手作り豆腐の講習会等の活動を実施した。平成14年度からは、荒廃農地を復元し、振興作物の導入を始めている（タラの木、根曲竹、ブルーベリー等）。

また、平成18年度からは、豚を放牧させて荒廃農地復元の取り組み等を行っており、農地を守っていくという認識が醸成されてきている。

4．和歌山県田辺市上秋津地区

(高品質みかんの生産、鳥獣害対策の取り組み)

マスタープランの目標を高品質みかんの生産とし、マルチ設置園の割合アップ、減農薬栽培の拡大に向けて取り組んでいる。また、鳥獣害対策については集落内での捕獲体制整備を重点的に取り組んでいる(協定面積：313ha、協定参加者：279名)。

結果、マルチ設置面積、減農薬栽培の面積拡大に繋がるとともに、鳥獣害対策においては、捕獲者の増加等により捕獲数が増え、被害の軽減に大きく貢献している。

5．鳥取県倉吉市

(小人数の2集落が連携した地域活動。グリーン・ツーリズム拠点も共同運営)

倉吉市の最奥部の小泉集落(4戸)と米富集落(8戸)は別々に協定を締結しているものの、少数での集落維持と農地維持は大きな課題。そこで相互に連携し地域活動等を行いながら、6kmもの水路、14haの農地の維持管理に当たっている。

また、グリーン・ツーリズム拠点「清流遊 YOU 村」(溪流釣り場、バーベキューハウス、農産物加工施設等)の共同運営にも取り組み、特産わさびの販売、農作業体験、ほたる祭の実施等により都市との交流活動を展開、地域活性化を図っている(遊YOU村利用者約7千名、ほたる祭約2百名ほか)。

6．島根県

(1)鹿足郡吉賀町大井谷集落

(棚田を活かした地域づくり)

室町時代末期に開拓されたといわれる棚田を保全し、良質米の栽培を通じた都市との交流を積極的に行っている、棚田オーナー制度・トラスト制度の実施、「大井谷棚田まつり」の開催による都市との交流。小学生との連携による体験学習の実施。

協定に基づく様々な取り組みにより棚田が保全・回復され、交流人口の創出と地域の活性化につながっている。

(2)益田市美都町酒屋原集落

(高齢化に対応。環境や景観にも配慮し、芝桜植栽)

集落内での高齢化が進む中で、後継者が減少しても農業が行えるために、機械の共同化や担い手への農地の集積を行っている。特に環境にやさしい農業の推進や美しい集落を目指して、農道方面に芝桜を植える取り組みを行っている。

(3)隠岐郡隠岐の島町上三里集落

(担い手へ農地集積を進め、集落全体で水田を守る)

集落の高齢化が進む中、担い手への農地集積を図ることで安定的な営農の実現を図る。「認定農業者等の担い手及び、町農業公社に対し、基幹的農作業の受委託」

「担い手に利用権設定」、「高齢者も、各自に合った農作業に携わるような営農」を推進する。

(4) 隠岐郡隠岐の島町湊地区

(機械・施設の共同利用や地元の小学校との連携)

集落の高齢化が進む中、新規就農者を確保し、農作業にかかる機械・施設の共同利用を推進することで将来の営農継続に資する取組みを行う。

体験水田を設け、地元の小学生児童等が、水田作りを通して、「自然のすばらしさ」「農家の苦労及び工夫」等を学ぶ機会を創出している。また、その取組みが、「地域を大切に子ども」の育成となり、過疎化に歯止めがかかればと願っている。

(5) 隠岐郡隠岐の島町東郷地区

(担い手を核とし、集落をあげて農地を守る)

地域内での話し合いを基調とし、地区内の担い手に基幹的農作業の受委託を進めるとともに、高齢者も、各自に合った農作業に携わるなど、地域全体で農地の荒廃を防ぐ。

「認定農業者へ基幹的農作業の受委託及び、利用権設定」、「高齢者も、各自に合った農作業に携わるような営農」を推進する。

担い手のみでなく、地域内の畜産農家が中心となり、飼料作物の作付けや、自己保全農地の管理を行い、担い手の負担を軽減することで、取組みの継続を図る。

高齢化及び後継者不足により、年々、個々の農家は厳しい状況になっている。これら問題について、集落内で話し合いや情報交換を行うことにより、問題の解決を基調とした集落全体での営農推進を図る。

7. 広島県

(1) 府中市上下南地区

(交付金を耕作放棄地の管理・保全、集落法人設立に活用)

中山間地域等直接支払制度の協定を締結し、その交付金を活用した共同活動の取組みによって、荒廃寸前にある耕作放棄地を管理・保全していった。

また、過疎化と高齢化、米価の低迷、耕作放棄地の発生等の現状を打破するため、交付金を活用して、大型農業機械や施設を導入し、集落法人設立の一助とした。集落協定面積38haのうち、集落法人設立後、同法人に25ha利用権設定。平成20年度は、本制度を活用して、次の4点に重点的に取り組んだ。 農道・水路等の保全管理、圃場畦畔の管理(草刈・耕起) イノシシ等の被害を防ぐ方策の啓発、防護施設設置 耕作放棄地の復旧に向けての草刈等保全活動 集落法人の運営・活動に対する支援。

(2) 尾道市戸田町高根地区

(制度を活用した非農家を含んだ集落全体での共同活動)

非農家と連携して、集落全体で水路・農道等の維持管理や鳥獣害防護柵の設置作

業を実施。「イノシシ防護柵設置による農作物被害軽減（設置延長1.5km）」、「高付加価値型農業の実践（高糖度系みかん等の新品種導入）」、「認定農業者の育成（当初14人→H20年18人）」

本制度を活用した集落の共同活動により、住民の団結力・連帯感が向上した。

8．愛媛県宇和島市

（農事組合法人を設立し、集落での大型機械の共同利用による効率化・低コスト化、担い手への農地集積。景観作物の作付けも）

平成19年に「農事組合法人はざめ」を設立。協定外農地を含む23haで水稻の作業受託や大豆栽培における大型機械の共同利用を実施。耕作放棄地の解消も図られた。

また、急傾斜地が多いため畦畔が広く、草刈は時間的・労力的に大きな負担となっていたが、雑草の発生を抑制する植物を植えることで農家負担の軽減を推進し、余剰分の労力・時間で景観作物の手入れや環境美化活動に取り組んだ。

9．高知県長岡郡大豊町

（厳しい営農条件下であるため、町は小規模圃場整備や稲作作業を受託する第3セクターを設立）

大豊町は、四国山地の中央部に位置し、急傾斜地（標高200～850m）に集落と小規模な農地が点在しているが、一方高齢化、過疎化が深刻で、厳しい営農条件下にある。

町は小規模圃場整備や稲作作業を受託する任意組合に、新たに遊休農地の解消や新たな担い手の確保、更には地域農業と集落機能の維持を目的に、JAなどと出資して、第3セクター（株）大豊ゆとりファーム（専従：2名）を1996年に設立。

稲作の作業受託に併せて、自ら農地も直接支払（急傾斜地：21,000円/10a）を受けながら、生産活動にも取り組んでいるが、更には森林組合の作業道の開設工事やユズ収穫作業を受託するなど、地域の農林業に寄与している。

10．大分県

（1）別府市内成地区

（棚田の保全活動から小学校、大学、都市住民との交流活動に発展）

内成の棚田は、平成11年に「日本の棚田百選」に認定されたことにより、平成13年12月に「内成の棚田とむらづくりを考える会」が結成され、棚田の保全活動が始まったが、活動となる予算がないため小規模な活動しかできない状況だった。平成17年度より中山間地域等直接支払制度（集落協定の締結）に取り組むことにより棚田の保全活動が始まった。

休耕田の野焼き・草刈をはじめ、景観作物（菜の花・レンゲ）の作付、水路の改修工事などが実施され、小学校の農業体験の受け入れやAPU（大学）との交流活動などを始めた。都市住民との交流活動（オンパク）は定期的に実施されるようになり、農家民泊（ホリデーハウス）や棚田オーナー制度など様々な活動が、地域住民主導で運営されている。これらの活動は、毎月定例会で打ち合わせすることによ

り、地域住民と連携した活動となっている。

(2) 中津市山国町宇曾市平地区

(イノシシ・シカよけに防護柵を設置し、集落機能の維持と農用地保全)

少子・高齢化が進行する中、担い手不足が深刻となり、耕地利用率も徐々に減少した。このため、前期対策では、農道舗装と担い手育成のための各種研修を行ってきた。新対策では、梨栽培農家を中心とした都市住民との交流を開催すること、新規作物として飼料用イネの導入や集落内の認定農業者に対し農作業の委託を積極的に進めることとしている。

また、協定者全員により、5年間で集落全体を取り囲む防護柵の設置を進めることとしている。

(3) 宇佐市安心院町矢畑地区

(「集落の農地は集落で守る」を合言葉に、機械購入および獣害対策事業を実施)

平成12年度まで生産調整が未達成の中、「集落の農地をどのように守っていくか？」を命題に13年度から集落協定を締結し農業生産活動を開始した。また、協定の締結と併せて、集落営農組織を地域の担い手に位置づけ、機械装備の充実を図るために機械の購入を行った。なお、平成19年度は集落全体を鉄線柵で囲う獣害対策事業を実施した。

．検証に基づく課題

現地で本事業に取り組むに当たり、以下の通り多くの課題が指摘されているが、大まかに整理すれば以下の6点が重要な課題と考えられる。

- 1．現行制度の継続
- 2．要件緩和
- 3．交付金単価の引き上げ
- 4．事業期間について
- 5．交付金の返還について
- 6．事務手続きの簡素化

1．現行制度の継続

- 中山間地域等直接支払制度も大きな成果を上げていることから、引き続き着実な推進をはかれるよう支援されたい。(静岡県)
- 制度終了(交付金が無くなること) による活動の減速、終息。(和歌山県)
- 本制度は、農地の保全、農業生産活動に大きく貢献しており、継続実施されたい。(鳥取県)

- 集落協定を2つの集落で締結しているが、高齢化などで農地等を現状維持していくことも厳しくなりつつある。この制度を活用しているの、耕作放棄地などが発生せず農地の保全や活用が出来ている。制度の継続をし、農地の現状維持だけでも、支払いを受けられるように検討してほしい。(島根県A町)
- 中山間地の農地保全等を多面的機能の確保に従っている制度であり、今後も継続して頂きたい。(島根県B市)
- 中山間地域の農地保全と多面的機能の維持のため、平成22年度以降も本制度の継続が必要不可欠。(島根県C市)
- 制度の枠組みを維持した上で、地域の実情に応じて市町村の裁量範囲の拡大を望む。(島根県C市)
- 現在、その取り組み方に応じ、体制整備単価もしくは基礎単価を用い、交付金が支払われているが、地域の実情により、どうしても体制整備に取り組みことが出来ず、やむを得ず、基礎単価でしか取り組めない地域が多い。今後の農地の保全、維持を考えると、体制整備単価協定の推進は重視すべきである。(島根県D町)
- 現在の水田の確保及び多面的機能の維持を考えると、基礎単価協定の継続も必要と考える。(島根県D町)
- これまで、体制整備単価協定に取り組んできた地域は、出来る限りの努力をしてきている。新制度においても、現行の体制整備単価及び基礎単価制度を求める。(島根県D町)
- 体制整備単価の要件を満たした集落に対しては、今後もその単価を維持する。(島根県E町)
- 体制整備単価集落が現在取り組んでいる活動要件を満たせば、時期対策においても現在の単価の交付額としてほしい。(島根県F市)
- 来年度で期限切れとなる中山間地域等直接支払制度の継続を、県として国に対し強く働きかけをお願いしたい。(広島県)
- 地域等直接支払制度の継続は必要不可欠(大分県A市)
- 交付金事業は、中山間地域対策として大変効果が高いので、今後とも継続をお願いしたい。(大分県B市)

2. 要件緩和

(1) 農用地面積

- 農用地面積の要件の緩和。小規模集落における農業生産活動についても制度の対象となるよう、農用地面積の要件を緩和すること。(長野県)
- 水田と混在する畑の要件の緩和。転作による米の生産調整が定着し、畑地化した農用地が交付対象となるよう、一団の農用地内において水田と混在化した畑の傾斜要件を緩和すること。(長野県)
- 一団の農用地(1ha)の要件の緩和(飛び地等)が必要である。(島根県E町)
- 一団の農用地要件の緩和について。同一集落内でも国道や河川等で農道や水路が分断された土地は一団の農用地に加えることができず、集落内での連携した取り組みに支障を来している。このため、一団の農用地については、地域単位で1ha以上農地を集めれば対象となるよう改善されたい。(愛媛県)

- 面積減少要件の設定について。農道の拡幅や集会所設置により対象農地面積が減少した場合でも制度の適用対象となるよう措置を講じられたい。(愛媛県)

(2) 地目・斜度

- 傾斜の条件等の要件の緩和を望む。(静岡県)
- 畑・田の交付単価の見直し(畑の引き上げ)(和歌山県)
- 畑の中で傾斜果樹畑、普通畑等の区分け新設(和歌山県)
- 地目区分について。樹園地では傾斜度による労働力を含めた生産コスト格差が高く、その条件不利性は小麦を基準とする普通畑と大きく異なり、農業者から不満の意見が強く出されている。このため、新たに「樹園地」区分を新設するなどの生産コスト差を的確に反映した単価を設定されたい。(愛媛県)
- 基準要件(1 ha 要件、傾斜・他目)は緩和すること。急峻で狭隘な農地の多い立地では、地域の実態を踏まえ、少しでも多くの農用地保全・管理をできるような要件緩和を図られたい。(高知県)
- 加入条件(面積条件)の見直し。基盤整備された農地であっても谷間には面積要件で加入できない地区が多い。(大分県B市)

(3) 対象行為

- 高齢化が進んだ集落が、他集落やNPOと連携して行う農業生産活動等を、加算措置の対象とすること。(岩手県)
- 集落営農組織による活動に対する加算制度の創設。地域の実情に即した地域営農組織による活動を推進するため、法人設立に至らない地域営農組織による活動に対しても加算措置を講じること。(長野県)
- 有害鳥獣対策に対する加算制度の創設。耕作放棄地の一因となっている有害鳥獣による農作物被害の防止に積極的に取り組めるよう、有害鳥獣対策に対する加算措置を講じること。(長野県)
- 本制度を活用し、整備したイノシシ防護柵の維持管理、畦畔芝植栽等経費、不在地主等の耕作放棄地の保全活動経費の捻出が困難。(広島県)
- 本制度を活用し、整備した「防護柵」の維持管理と農地保全費がほしい(広島県)

(4) 人材養成・人的支援

- 集落においてリーダーがいないと事業推進できないので、指導員等の委嘱など支援者等の助言が得られる体制の確立に向けた支援を望む。(愛知県)
- 本来の個人補償と集落活動部分の施策的な分離(和歌山県)
- 将来を見据えた次世代の人材育成と集落の将来像の明確化(広島県)
- 今現在の農地をいかに維持管理していくかが大きな課題となっており、農家の現状を考えた時に多くの取組み(様々な要件の達成)は無理がある。地域を守る活動を行うと、そこに賛同する者や協力者が出てくる。そのほとんどボランティアで行っているが、これらの人の交通費・弁当代・謝礼金等が出せるように事業内容の改善を希望。(大分県C市)

(5) 市町村の推進に当たって

- 市町村推進事業の助成対象を拡充（新たな交付農用地の測量等）すること。（岩手県）
- 地方公共団体の負担実績に応じた地方交付税の交付など、財政支援を充実強化すること。（岩手県）
- 農家戸数を算定単位として地方交付税措置されているが、協定面積を算定単位とした地方交付税措置とされたい。（島根県 F 市）
- 市町村の財政負担軽減のため、農家戸数、協定面積を測定単位として地方交付税措置を要望。（島根県 C 市）
- 市町村が行う集落協定推進のために、推進交付金の拡大を要望。（島根県 C 市）

3 . 交付金単価の引き上げ

- 一農業者あたりの受給上限額（ 1 0 0 万円）の見直しを行うこと。（岩手県）
- 単価の引き上げが必要である。（愛知県）
- 交付金の単価水準の充実（鳥取県）
- 交付金単価は引き上げること。作業要件の緩和等で交付単価を引き上げて、営農活動に伴う農道・水路の維持がし易くなる。（高知県）
- 体制整備単価の要件については、地域性などを踏まえ選択肢を広げる必要がある。（島根県 E 町）

4 . 事業期間について

- 5 年間の営農継続は、難しい地域も多いため、年度ごとに管理した結果に応じた交付金支払いが行われる仕組みも一考されたい。（静岡県）
- 協定期間が長い（ 5 年）（愛知県）
- 高齢化する農業者へ対応した施策。（ 5 年間は長期間であるため、高齢農業者に対して期間短縮などの特例措置等）（和歌山県）
- 活動を 5 年間継続することが義務となっており、参加者の精神的負担となっている。（島根県 F 市）
- 高齢化の進行への対応について。現行制度では、5 年間の耕作継続、参加者全員の連帯責任を負う仕組みとなっているため、多数の高齢者が継続参加に消極的であり、非継続となった協定も発生している。このため、制度期間中に一定年齢以上の者が申し出た場合に、制度から除外できる措置を講じられたい。（愛媛県）
- 5 年以上の継続活動は弾力的な運用とすること（高知県）
- 高齢化や狭隘な農地で、高齢化が進む中、5 年間以上の継続活動に不安があり、弾力的な運用を図られたい。（高知県）

5 . 交付金の返還について

- 連帯責任主義（一部に耕作放棄・転用等の違反があれば、集落全体で全額返還となり、他の協定参加者に迷惑をかける）の用件の為、将来の体制に少しでも不安がある集落は、協定締結をためらい、制度推進の阻害要因となっている。したが

って、事業拡大のためには要件の緩和が必要である。(愛知県)

- 交付金返還命令の柔軟な対応。協定違反に対する全額遡及返還は、高齢化が進む集落活動に大きなプレッシャー。集落維持や農地管理のための真にやむを得ない場合の免責事由の拡大と柔軟な対応を要望する声が多く、制度運用の改善を検討されたい。(鳥取県)
- 交付金のうち体制整備(目標)分は、前払金方式ではなく、協定終了時の実績に応じた支払に変更していただきたい。(一度、交付して使用された交付金を目標が達成できない場合に返還してもらうことは、非常に困難です。(島根県 G 市)
- 交付金の返還要件については、ある程度の要件緩和(転入者の宅地等)が望まれる。(島根県 F 町)
- 交付金の遡及返還は見直すこと(高知県)

6. 事務手続きの簡素化

- 事務の簡素化対策(協定者が行う事務処理の外部委託を可能とする等(和歌山県))
- 集落における事務手続きの簡素化。役員の負担が大で、事務の簡素化を求める声が多い。集落の高齢化が進む中、事務処理の簡素化を検討されたい。(鳥取県)
- 事業の実績を確認する方法(提出書類・時期等)を「要領の運用」等に明記して頂きたい。例)高付加価値農作物の確認方法(?) (島根県 G 市)
- 事務の簡略化(島根県 B 市)
- 地区の事務負担軽減のため、推進交付金の拡充を要望。(島根県 C 市)
- 支払時期の早期化(鳥取県)
- 制度・事務手続きの簡素化について。制度の対象要件や活動要件等が複雑であり書類作成等を含め参加者に大きな負担となっている。制度や書類作成等の簡素化をお願いしたい。(愛媛県)

7. その他

- 実施しなければならない活動が多く、整理・削減を求める。特に、基礎単価の交付要件は、農地維持にかかわるもの(耕作放棄発生防止、水路・農道の維持管理)に限定すべきである。(愛知県)
- 高齢化が進む中、山際の条件の悪い土地は、農地として管理・耕作する余裕がない。耕作を継続したくても、地域として、手が届かないのが現実。(広島)
- 米の生産調整とのリンクは止めること。高齢化や狭隘な営農立地の実態から、農業生産活動を維持しながら耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保と米の生産調整との整合性を図ることが難しい。(高知県)
- 交付金の非課税化を検討すること。非課税により、取組みに理解が得やすくなり、協定が容易になる。(高知県)

・ 中長期的な検討に向けて

- 「高齢化の極限化」及び「現場からの要望」(畑作(特に果樹園)地帯からの要望)と現行制度との間の乖離が拡大し制度の維持存続が困難になりつつあるのではないか。
- 「食料・農業・農村基本法第35条」の前提の変化とギャップが発生(「中山間地域等においては、～農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う～」)していると認識。
- 高齢化(基幹的農業従事者のうち65歳以上が約6割)、農業所得(農業純正産)半減、販売農家数3分の2に減少は基本法制定並びに制度発足時の状況から情勢が大きく変化。
- 政策理念と目的の見直し
 - 理念：中山間地域の集落・農業生産の維持・継続→再構築・再編成
 - 目的：条件不利補正→中山間地域の国土形成・維持に果たす役割の評価

農林水産大臣賞



天童市農業委員会

I.活動の概要

①活動地区 山形県天童市	②活動地区の特性 平地農業地域
③実施期間 昭和55年7月～ (通算29年)	④耕作放棄地解消面積 5.7ha (平成20年実績)
⑤活動の契機と経緯 昭和55年農用地利用増進法が制定されたことをきっかけに、市内各所に遊休農地が見られたことから、その実態把握と解消に乗り出した。それ以来、1年も休むことなく継続して実態調査と指導を行っている。 ⑥活動の特徴 ○昭和55年より遊休農地の実態調査(市内を9地区に区分し、農業委員及び農業委員会事務局職員と農業団体等関係者)と指導を継続実施。 ○地域の農業者と一緒に調査することにより耕作放棄地が地域の問題として取り組まれ、耕作放棄地の発生予防と解消につながっている。 ○一戸の農家で負担が重い耕作放棄地の復元を複数の農家が共同で管理。 ○事例として、①耕作放棄りんご園を10戸でそば畑に復元し地元そば店へ供給、②耕作放棄りんご園を農協青年部7名が桃の低樹木栽培の試験地として活用。 ○農業委員会の建議により天童市遊休農地解消対策事業を予算化。耕作放棄地の抜根・整地に対し10%当たり山間部10万円、その他7万円を補助。	

II.中央審査委員所見

- 何より29年という長期の努力を評価したい。
- 活動について地域への情報の提供がかなり行われている。
- 農業委員、事務局だけでなく、集落の意欲的な農業者を巻き込んで活動しているため、耕作放棄が発生する前にそれを見つける可能性が生じてきている。
- 29年間にわたる活動により、結果として現在の耕作放棄地率1%という実績は耕作放棄が多いと言われる果樹地帯にあって見事といえる。
- 地道な不断の取組の積み重ねが重要であることを改めて想起させてくれる事例である。また、どの地域でも取り組めるという汎用性の高さも評価したい。
- 今後の国と地方公共団体が挙げて実施することとなる耕作放棄地解消対策の立案に大いに活用できるものであると感じた。最も重要なことは、土地所有者の意識であることはいまでも無いが、放棄されそうだという情勢が事前に把握されるシステムを構築することが必要である。

III.今後の課題等

- 全国的な課題ではあるが、今後は、遊休化する前にいかに流動化させるのか、「出し手」と「受け手」の情報をいかに収集・管理していくかという課題が残されている。市が負担している復旧費も一部であり、依然として復旧のコストは大きく、農地を荒廃させない組織的な取組が必要な段階である。

農林振興局長賞



桑葉に適した桑園に転換した農地

NPO法人 ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会

I.活動の概要

①活動地区 福島県二本松市 (東和地区)	②活動地区の特性 中間農業地域
③実施期間 平成17年4月～ (通算4年)	④耕作放棄地解消面積 47.8ha
⑤活動の契機と経緯 平成17年4月に旧東和町で取り組んできた特産事業、有機産直事業、都市との交流事業をさらに発展させるためNPO法人を設立。地域おこしを考えていく中で、遊休地となり景観を損ねていた桑園をいかに活かしていくかということが活動の契機となった。 ⑥活動の特徴 ○養蚕業の衰退により耕作放棄地化した桑園の再生利用として、農商工連携により付加価値の高い桑製品を開発することによって耕作放棄地の解消を図っている。 ○耕作放棄された桑園の新たな活用に活路を見出し、桑を中心とした農産物の生産と農商工連携による高付加価値化に挑戦。 ○道の駅等での販売活動、学校給食・産直による食材配達により需要を拡大。 ○新規就農者及び農業体験の受け入れによる指導・支援(新規就農者は5組9名が定住)。 ○中山間地域等直接支払事業実施集落と連携し、マコモダケ、ネギ、ジャガイモ、タマネギなどの生産指導と生産物の仕入れを行い耕作放棄地の発生防止・解消、収益確保に貢献。	

II.中央審査委員所見

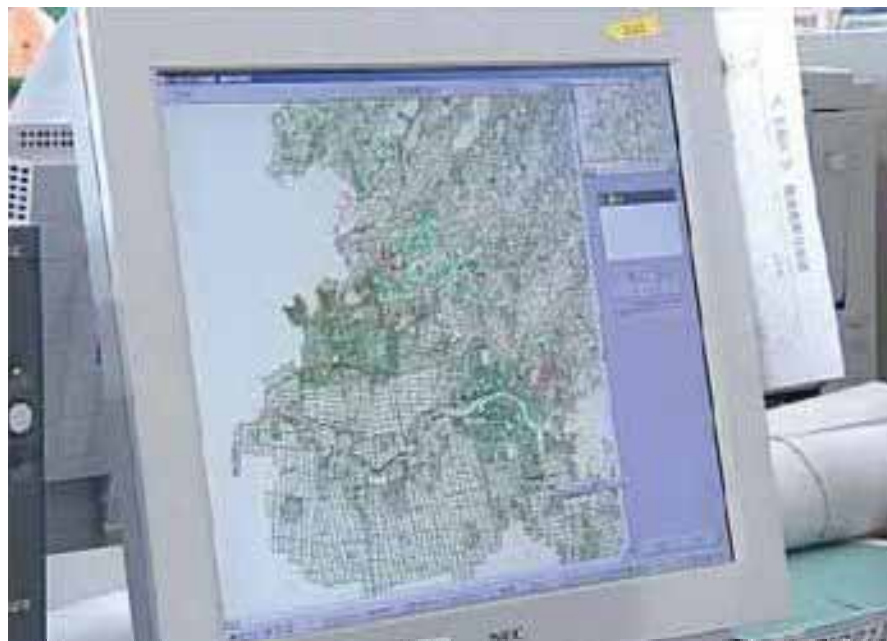
- 地域づくりをめざしたコミュニティ・ビジネスを展開している組織で、耕作放棄地解消と関わりのある活動は特産事業・有機産直事業・新規参入者のあっせんであり、成果を挙げている。その取組手法は高く評価されてよい。
- 他の桑園地帯の耕作放棄地解消の先導的な役割は十分にあると思われる。
- 再生した桑畑が地域内の認定農業者に集積される動きも出ており、当該法人の活動が個別経営の発展に大きく寄与している。
- 地元農家に対する土づくり等の技術指導や研修の場の提供といった営農支援活動も同法人の理事である有機農業者らが行っており、地域農業の振興に大きな役割を果たしている。
- 1970年代以来の青年団活動を通じて育まれた結束力をもとに有機農業者が中心になって取り組んでいる点が特徴的であり、このような民主導の農業振興・農村再生の取り組みは、今後の農村地域づくりの新たなモデルとして高く評価されよう。
- NPOという開放的な組織体系として多くの人間が係わることを可能としていること、また、NPO組織内部を部門責任制とすることで、会員の取組の創意工夫を引き出していることが、多様な展開につながっていると感じる。それにより、地域資源でもある「耕作放棄地(遊休桑園)の有効活用」という目的を多面的に取組むことが可能となっている。

III.今後の課題等

- NPO法人組織形態の特質をふまえれば、桑加工部門や産直部門の発展とともに、もう一つの柱である地域づくりの活動の活性化をいかに図っていくかが課題となろう。営利部門と非営利部門の両者のバランスをとりながらの活動の展開が期待される。また、理事の大部分は無報酬で一連の活動に関わっており、理事のモチベーションの維持もまた課題となることから、一般会員の積極的関与も求められるところであろう。



全国農業会議所会長特別賞



農地管理システム

あわらし農業委員会

I.活動の概要

①活動地区 福井県あわらし市	②活動地区の特性 中間農業地域
③実施期間 平成17年7月～ (通算4年)	④耕作放棄地解消面積 32.5ha
⑤活動の契機と経緯 北部丘陵地域の畑作地帯における耕作放棄地の増大を受け、平成17年3月に「丘陵地対策委員会」を設置。耕作放棄地の実態を的確に把握するための実態調査を実施した。 ⑥活動の特徴 ○耕作放棄の進む北部丘陵地域の遊休農地解消のため、農業委員会の中に、複層的に下部組織(委員会)を設け、検討協議を重ねたり、実態調査を実施し、具体的な解消策を練り上げた。 ○耕作放棄地を状態別に4段階に区分し、比較的復元が容易なものから解消に着手。復元が難しいものについても国の交付金事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等)を活用した。分類した情報は農地管理システム(GIS)内に筆毎に登録し、データベース化している。 ○復元農地を農業委員会の仲介により認定農業者にソバの作業委託を行った。その後復元された農地で、農業生産法人等の認定農業者に農地利用集積が進められた。	

II.中央審査委員所見

- 必要な体制を整え、耕作放棄地の状態別に実態を把握し、状態に応じた農地再生事業を積極的に進め、通算4年間で32.5haの農地を復元した。こうした積極的な取組は高く評価される。
- 農業委員会を中心に、耕作放棄解消活動を全市をあげた取り組みとして展開しており、地域の農地の利用促進、担い手への農地利用集積に優れた成果を上げている。
- 耕作放棄地の一筆調査を行い、耕作放棄地の状況のレベル①～④までの区分を行い、農業管理システムのデータベース化、マップ化を行い、有効な対策に結びつけている。
- 国、県の各種の事業がタイムリーに導入され、耕作放棄地解消から担い手への農地利用集積へとステップアップした対策が図られている。

III.今後の課題等

- 耕作放棄地解消の活動は、地域内農家による内発的な動きは弱く、どちらかといえば、いわば行政主導によるものである。したがって、「せっかく、経費をかけて整備しても借り手が見つからなければ、また、荒れてしまうのではないか」といった心配もあるようだ。



全国農業会議所会長特別賞



株式会社 戸産業

I. 活動の概要

①活動地区 鹿児島県阿久根市	②活動地区の特性 中間農業地域
③実施期間 平成17年5月～ (通算4年)	④耕作放棄地解消面積 29ha
⑤活動の契機と経緯 長年、甘藷を原材料としてでん粉工場を運営してきたが、近年の焼酎ブームによる甘藷の確保が難しくなり、自社栽培を行うため農業参入。 ⑥活動の特徴 ○構造改革特区制度を活用し市と契約を結び農地法第3条申請で農地を借り入れ、重機を借り上げ荒れ地の開墾造成を行ってきた。 ○4年間で29haの耕作放棄地を解消し、その働きと見違えるようになった農地を見て、近隣の農地所有者からも自分の農地でも作ってくれとの要望が増大した。	

II. 中央審査委員所見

- 阿久根市では、認定農業者で借地で規模拡大を図っている農家はほぼ皆無であるとのことであり、(株)戸産業による耕作放棄地の有効活用は地域農業の存続と同時に、地場産業の継続、就業機会の維持という点で評価される。
- 企業の経済活動としてだけでなく、地域への貢献のための熱意と努力は、高く評価できる。
- 農地とは見えず竹林や雑木林になってしまっていた耕作放棄地が、見違えるような立派な畑に生まれ変わっており、地権者のみならず地域の人から感謝と信頼を受けている。
- 耕作放棄地の復旧(抜根、整地、廃棄物処理、土壌改良、施肥等)をすべて自社の人員やリース機械で実施し、コスト低減努力(10a当たり10万円程度)も評価できる。
- 自社製品原料の甘藷だけでなく、馬鈴薯等他の作物の栽培や、苗の自力供給にも努力し、土地や労働力の有効活用に努めている。

III. 今後の課題等

- 地権者との借地契約は5年で、借地契約には、有益費償還に関する条項は含まれていないようだ。(株)戸産業の当事者は、地権者と信頼関係で結ばれているから借地契約の更新には心配なしとしているが、果たして、それでよいのだろうか。

